

相澤東病院 居宅療養管理指導契約書

(介護給付・介護予防給付)

_____ (以下、「利用者」といいます。)は、
社会医療法人財団慈泉会 相澤東病院(以下、「事業者」といいます。)が実施する居宅療養管理指導
を利用します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者とその家族に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師の指示にもとづき居宅療養管理指導サービスを提供します。

2 利用者は事業者に対し、訪問サービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は 年 月 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了の3日前までに、利用者から事業者に対して、更新拒絶の申し出がない場合、本契約は自動的に更新されるものとします。

(利用者の基本的権利)

第3条 利用者は事業者による訪問サービス提供で利用者の意思が最大限に尊重され、プライバシー、個人情報などが十分に保護されるものとします。

(訪問ケア計画の作成および内容の変更)

第4条 事業者は、利用者等の日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、利用者の居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の内容に沿って、目標の設定、目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した訪問栄養ケア計画又は薬学的管理指導計画を作成します。訪問栄養ケア計画又は薬学的管理指導計画の作成に当たっては、その内容を利用者又は利用者の家族に説明し同意を得ます。

2 利用者は、いつでもサービスの内容を変更するよう申し出ることができます。

事業者は、利用者からの申し出があった場合、変更が居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の範囲内で可能であり、第1条に規定する契約の目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、速やかにサービスの内容を変更します。

3 事業者は、利用者が居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の変更を希望する場合は、速やかに介護支援専門員に連絡するなど必要な援助を行います。

(サービス利用の中止・変更)

第5条 利用者等は、サービス利用前において、いつでもサービス利用の中止又は変更を申し出ることができます。

2 事業者は、前項の変更申出に対し、利用者等の希望する日時にサービス提供できない場合は、他

の利用可能日時について利用者等と協議し、同意を得て、中止・変更いたします。

- 3 事業者は、事業所のやむを得ない事情等によりサービス提供日時の変更をお願いさせていただく可能性があります。その場合には、他の利用可能日時について利用者等と協議し、同意を得て、中止・変更いたします。

(サービスの提供の記録)

第6条 事業者は、サービスの提供に関する記録を整備し、この契約の終了後2年間保管します。

- 2 利用者等または利用者の後見人(必要に応じて利用者の家族を含む。)は、事業者に対し、営業時間内中であればいつでも記録の閲覧・謄写を求めることができます。ただし、謄写に際しては、事業者は利用者に対して、実費相当額を請求いたします。

(料金)

第7条 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された利用料を支払います。

- 2 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。
- 3 利用者は、居宅においてサービス従事者がサービス実施のために使用する水道ガス、電気、電話の費用を負担します。

(料金の変更)

第8条 事業者は、利用者に対して事前に文書等で通知することにより、利用単位毎の料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文章で通知することにより、この契約を解約することができます。

(利用者の解約権)

第9条 利用者は、事業者に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、1週間以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(利用者の解除権)

第10条 利用者は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 事業者が、正当な理由なく、訪問サービスを提供しない場合。
- 二 事業者が、第15条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者が、利用者の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(事業者の解除権)

第11条 事業者は、利用者が故意に法令違反や常識を逸脱する行為を繰り返し、再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがない場合は、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 事業者は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を行います。

(利用料の滞納)

第12条 利用者が、正当な理由なく事業者を支払うべき利用料の自己負担分を3ヶ月分以上滞納した場合には、事業者は利用者に対し、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額の支払いが

ないときは、この契約を解除する旨の催告をすることができます。

- 2 事業者は、前項の催告をした場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者が住所を有する市町村等と連絡を取り、解除後も利用者の健康・生命に支障のないように、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、前項の措置を講じた上で、利用者が第1項の期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、文書をもって本契約を解除することができます。

(契約の終了)

第13条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 第9条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 二 第10条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 三 第11条ないし第12条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 四 利用者が介護保険施設へ入所した場合。
- 五 利用者の要介護状態区分が、自立とされた場合。または、目標を達成し在宅支援が不要となった場合。
- 六 利用者が死亡したとき。

(賠償責任)

第14条 事業者は、利用者に対する訪問サービスの提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、事業者が故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

(秘密保持)

第15条 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の、利用者の家族の個人情報を用いる場合は利用者の家族の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- 4 第1項の規定にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、その場合、利用者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第16条 利用者又は利用者の家族は、提供された訪問サービスに不満がある場合、いつでも別紙重要事項説明書記載の苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、利用者又は利用者の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 事業者は、利用者が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

(契約外条項)

第17条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、利用者と事業者が各1通ずつ保有することとします。

契約締結日 年 月 日

(利用者)

私は、この契約書に基づく相澤東病院の利用を申し込みます。

サービス利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____ F A X _____

(署名代行者)

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____ F A X _____

本人との関係 : _____

署名代行の理由 : _____

(事業者)

私は、居宅介護・介護予防サービス事業者として、利用者の申込みを受諾し、この契約書に定める訪問サービスを、誠実に責任をもって行います。

事業者名 社会医療法人財団 慈泉会

住 所 長野県松本市本庄2丁目11番16号

事業所名 社会医療法人財団 慈泉会 相澤東病院

管理者 宮田 和信 印

電 話 0263-33-2500 F A X 0263-37-5051

事業者番号 2010218515